

弥富市告示第 117 号

弥富市火葬場条例施行規則（昭和 50 年弥富町規則第 2 号）第 2 条の規定に基づく休場日を次のように告示する。

令和元年 10 月 7 日

弥富市長 安藤 正 明

令和 2 年における火葬場の休場日						
1 月	3 日	9 日	15 日	21 日	26 日	
2 月	1 日	7 日	13 日	19 日	24 日	
3 月	1 日	7 日	13 日	19 日	29 日	
4 月	4 日	10 日	16 日	22 日	27 日	
5 月	3 日	9 日	15 日	21 日	27 日	
6 月	2 日	8 日	14 日	20 日	24 日	30 日
7 月	6 日	12 日	18 日	23 日	29 日	
8 月	4 日	10 日	16 日	20 日	26 日	
9 月	1 日	7 日	13 日	17 日	23 日	29 日
10 月	5 日	11 日	22 日	28 日		
11 月	3 日	9 日	19 日	25 日		
12 月	1 日	7 日	13 日	18 日	24 日	30 日

**弥富市火葬場条例施行規則**

**第 2 条** 弥富市火葬場の休場日は、慣習等の事由により市長が必要があると認めて告示した日及び 1 月 1 日とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。